

「均衡待遇」と「均等待遇」の完全理解

同一労働同一賃金、必ず理解しておきたいポイント!



日時 10月23日(水) 13:20~13:40 受付
 *名刺を受付にご提出お願いいたします。
 13:40~14:40 セミナー
 14:40~15:40 グループ・コンサルティング

会場 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室
 (大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4分



定員 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
 *途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

セミナー概要

多くの企業では、従業員は正社員と非正規社員(パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など)で構成されています。2020年4月*から施行される同一労働同一賃金は、正社員と非正規社員の非合理的な待遇差を解消するための施策です。企業内の「非合理的な待遇差」の解消は、従業員の理解を得て「均衡待遇」と「均等待遇」を実施することが重要なポイントとなっております。今回のセミナーでは、社会保険労務士が「均衡待遇」「均等待遇」の意味と「非合理的な待遇差」の解消事例を分かりやすく解説いたします。

*中小企業は2021年4月から

13:40 ~ 14:40
セミナー

**「均衡待遇」と「均等待遇」の完全理解
 ~同一労働同一賃金、必ず理解しておきたいポイント!~**

講師 藤田 隆宏 関西圏雇用労働相談センター相談員
 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人マイツ)

参加
無料

14:40 ~ 15:40

グループ・コンサルティング 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

主催 関西圏雇用労働相談センター 協力 アデコ株式会社

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(10月23日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ https://kecc.jp KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日~金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。

